

奈良県県民くらし相談センター通信サービス提供業務に係る仕様書

本業務は、県民くらし相談センター内における電話通信及びネットワーク通信の通信サービス提供であつて、関係法令及び条例、規則等の定めによるものほか、下記のとおりとする。

1.1 調達内容

(1) 案件名

奈良県県民くらし相談センター通信サービス提供業務

(2) 業務期間

A) 構内ネットワーク通信設備設置

契約締結日（予定：令和8年3月）から令和8年3月31日まで

B) 構内ネットワーク通信設備賃貸借

令和8年4月1日から令和13年2月28日まで

(3) 調達方法

一般競争入札

(4) 調達範囲

本仕様書による調達の範囲は、以下のとおりである。なお、本仕様書に記載されていない項目については、別途協議のうえ定めるものとする。

1.2 対象施設

奈良県県民くらし相談センターの概要については、以下のとおり。

- ・名 称 奈良県県民くらし相談センター（近鉄高天ビルテナントの賃貸）
- ・所 在 地 奈良市高天町38-3
- ・構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上6階・地下1階・塔屋2階
- ・対象場所と面積 6階：290.43 m² 620区画
5階：99.16 m² 514区画 54.42 m² 516区画
3階：49.09 m² 311-2区画
2階：207.36 m² 214区画

2.0 構内ネットワーク通信設備設置

本業務は奈良県県民くらし相談センター（以下「センター」という。）における電話・電話交換機設備（以下「電話設備」という。）及び情報ネットワーク通信設備一式の設置業務をいう。

2.1 作業期間及び納入期日

- (1) 構内ネットワーク通信設備の設置（センターの通信回線新設・切替、構内通信ケーブルの敷設、電話設備の設置及び情報ネットワーク通信設備の設置設定）に伴う全ての作業
契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

- (2) 構内ネットワーク通信設備の運用開始日

令和8年4月1日（水）から全機能が使用可能のこと。

2.2 共通仕様

- (1) 本仕様書に定める機器の設置にあたっては、関係法令及び条例、規則等を遵守すること。
- (2) 使用する機器及び材料等は、受注者の責任において品質保証できる信頼性の高いものを使用すること。
- (3) 施工前に、現地の事前調査、聴取調査を実施すること。
- (4) 建築図面が公用な場合は、事前に発注者に申し出ること。
- (5) 機器据付作業にあたっては、搬入出経路、現場の状況等を考慮し、安全対策及び建物に養生を行い施工すること。
- (6) 業務中の施設については、騒音、振動を伴う作業は、事前に発注者の承認を受けた後に実施すること。また、近隣、道路等の苦情処理にあたっては、受注者が誠意・責任を持って速やかに対処すること。これらに要する費用、補償等は、一切受注者の責任で行うこと。

(7) 移転を予定している施設の機器設定情報等や構成情報は、受注者にて現地確認を十分に行い把握すること。

(8) 作業に従事する者（以下「作業者」という。）について、本人確認のうえ作業者名簿を作成し、事前に発注者に提出のうえ承認を受けなければならない。

(9) 作業者は、統一の腕章と名札等を着用し、設置業務に従事していることを容易に識別できるようすること。

(10) 業務に当たっては、可能な限り発注者及び賃貸管理者、他の利用者の通常業務に支障のないように作業すること。別添1「近鉄高天ビル工事における基本指針」を遵守すること。

3.1 電話設備の構築

(1) 設備仕様

①電話交換機の基本仕様

- a) 電話交換機の機種は、NEC製Aspire6と同等以上であること。
- b) 制御方式は、蓄積プログラム制御方式とし、プロセッサは64ビットマイクロプロセッサ以上であること。
- c) 電話機1回線あたりの標準発着呼量としてのトラフィック条件は、7.2HCS以上であること。
- d) 電源電圧は、AC100V±10V (50/60Hz) であること。
- e) 環境条件は、周囲温度が0～40°C、相対湿度が10～90%RHであること。
- f) 停電時には電話交換機本体及び接続する内線端末が10分間以上使用可能となるバックアップバッテリーを内蔵すること。
- g) 停電時には電話交換機収容の電話回線が10分間以上使用可能となるバックアップバッテリーを設置すること。
- h) 電話交換機本体のユニット増設は簡易にできること。
- i) 内線電話機は、アナログ電話機、FAX (G3)、デジタル多機能電話機、カールコードレス多機能電話機、IP多機能電話機、事業用コードレス (PHS) 電話機の収容が可能であること。
- j) 電話回線には、アナログ回線、ISDN回線、ひかり電話回線 (NTT西日本株式会社が提供するひかり電話オフィスA(エース)) の導入が可能であること。
- k) 中継台方式 (DSSコンソール)、分散応答、追加ダイヤルイン方式、直結式応答方式、PBXダイヤルイン方式、個別着信方式が使用できること。
- l) ダイヤル信号種別は、D P 10 / 20 PPS, PB信号が使用できること。
- m) 交換機本体、収容パッケージおよび蓄電池等導入物品については全て新品とし、既設物品、中古物品を含まないこと。

②電話交換機の基本機能

- a) 内線毎に発信時通知番号を指定でき、ダイヤルイン番号等を発信時通知番号として使用可能であること。
- b) 可変短縮ダイヤル、固定短縮ダイヤル、発信接続規制の機能が使用可能であること。
- c) 個別着信 (DIL)、夜間転送、ダイヤルイン (DI) の機能が使用可能であること。
- d) PB方式内線収容、着信音識別、自己保留、ホットライン、コールピックアップが使用可能であること。
- e) 外線への転送、内線への転送、可変不在転送、不応答転送、保留転送、転送呼復旧の機能が使用可能であること。
- f) 多機能電話機は、ナンバーディスプレイが使用可能であること。
- g) ひかり電話オフィスA (エース) をPBXに直接収容できること。

h) 各外線電話番号への外線着信時、電話番号毎に異なるガイダンスを送出し、I V R機能を提供できること。また、業務時間外であることのガイダンスを送出できること。なお、モードの切替は、各所属電話機の手動操作にて行えること。

③電話交換機本体収容容量

電話交換機本体に必要とする利用数（実利用数）、実装数（ハード・ソフトの追加なく利用できる数）は以下の表の数量を満たすこと。

回線	種別	用途	利用数	実装数
内線	デジタル 多機能	県民くらし相談センター	6回線	56回線
		消費生活センター	19回線	
		外国人支援センター	5回線	
		女性センター	12回線	
		スマイルセンター	2回線	
	アナログ	消費生活センターFAX	1回線	8回線
		外国人支援センターFAX	1回線	
		女性センターFAX	1回線	
		スマイルセンターFAX	1回線	
外線	ひかり電話 オフィスA	県民くらし相談センター (全体)	32ch	32ch

④電話交換機内線端末設備

a) デジタル多機能電話機

- ・電話交換機からの給電にて動作すること。
- ・ナンバーディスプレイ対応であること。
- ・ファンクションボタンを24個以上有すること。
- ・利用数44台とは別に、保守・増設用に4台と合わせ、計48台確保すること。

b) 発注者が用意する電話交換機内線電話端末設備

- ・FAX複合機（内線収容） 4台

c) 通話録音装置

- ・多機能電話機11台に取付けられること
- ・1台あたり標準モードで277時間以上の録音が可能であること
- ・想定装置はタカコム製VR-D179とする

(2) 作業内容

- ①電話設備は、発注者が指定する場所に設置し、正常に動作させること。
- ②電話設備は、発注者が指定する電源、アース設備に接続すること。
- ③FAX複合機は、発注者からの支給品を設置、接続すること。
- ④多機能内線電話機は、発注者が指定する場所に設置し、正常に動作させること。
なお、各端末の設置予定場所を別添2「構内ネットワーク通信設備設置予定場所」に示す。
- ⑤各外線電話番号への着信時に利用するI V R機能等のガイダンス音源を作成し、利用できる状態に環境を整えること。
- ⑥電話回線の新設、変更、廃止に伴い発生する回線サービス会社との手続きを発注者の代行となり執り行い、設置作業、試験の際は立会すること。

- ⑦停電時対策として電話交換機および電話回線のバックアップバッテリーを10分以上用意すること。
- ⑧各執務室までの構内配線および端末配線を敷設すること。

4.1 情報ネットワーク通信設備（大和路情報ハイウェイ用通信関連）の構築

(1) 構築仕様

- ①情報ネットワーク通信設備（全序ネット系、全序インターネット系、Web会議系）について、発注者と協議のうえ、発注者が指定する箇所に、必要機器を必要数配備し、配線の接続作業を行い、各ネットワークを構築すること。
- ②前項2系統のネットワーク構内配線について、機器の設置、配線を実施すること。また、大和路情報ハイウェイの機器については、管理運営事業者が別途設置する。
- ③配線作業にはカテゴリー5e以上のLANケーブルを用いること。
- ④設置するHUBについては、別途指定がない限り、全ポート1000bps対応8ポートスイッチングHUB（Auto-Negotiation（10/100/Half-Duplex）機能、Auto-MDIX機能、不良パケットフィルタリング機能、EAPOL（IEEE802.1X）フレーム透過、BPDUフレーム透過）（NEC製 QX-S1108GT-2G相当品）を使用すること。
- ⑤別添4「ケーブル系統図（参考）」に示すとおり、3系統のネットワーク構内配線について、系統毎に色分けしたLANケーブルを用いることとし、配線作業にあたっては、系統毎に発注者が指定する同一色のLANケーブルを用いること。

(2) 作業内容

- ①大和路情報ハイウェイネットワーク機器との接続作業
 - a)発注者が指定する大和路情報ハイウェイネットワーク機器と端末機器が使用できるよう、HUB及びLANケーブルを配備すること。
なお、想定しているHUBの必要数を下表に示すが不足する場合は追加すること。
 - b)配線敷設のみ指定されている場所は利用用途にあわせ、ローゼットもしくはHUBを取り付けること。
 - c)各端末の設置予定場所を別添3「情報ネットワーク通信設備設置予定場所」に示す。

設置場所		設置HUB			数	その他	
6階	倉庫①	全序ネット系	8ポート以上	フロアSW	2	OAタップ設置	
		全序インターネット系	8ポート以上	フロアSW	1		
		Web会議系	8ポート以上	フロアSW	1		
	女性センター 外国人支援センター	全序ネット系	8ポート以上	エッジSW	4	複合機2台	
		全序インターネット系	8ポート以上	エッジSW	1		
		共用執務室	全序ネット系	8ポート以上	エッジSW	2	複合機1台
		会議室	全序ネット系	8ポート以上	エッジSW	2	
5階	消費生活センター (相談)	全序ネット系	8ポート以上	フロアSW	1		
		全序ネット系	8ポート以上	エッジSW	3		
	消費生活センター (総務)	全序インターネット系	8ポート以上	フロアSW	1		
		全序ネット系	8ポート以上	エッジSW	2	複合機1台	
2階	執務室・講師控	全序ネット系	8ポート以上	フロアSW	1		
		全序インターネット系	8ポート以上	フロアSW	1		
		Web会議系	8ポート以上	フロアSW	1		

5.1 情報ネットワーク通信設備（職員用インターネット通信関連）の構築

(1) 構築仕様

- ①職員用インターネット通信設備について、発注者と協議のうえ、発注者が指定する箇所に、必要機器を必要数配備し、配線の接続作業を行い、ネットワークを構築すること。
- ②ネットワーク構築に必要な、機器の設置、配線を実施すること。
- ③配線作業にはカテゴリー5e以上のLANケーブルを用いること。
- ④設置するHUBについては、別途指定がない限り、全ポート1000bps対応8ポートスイッチングHUB（Auto-Negotiation（10/100/Half-Duplex）機能、Auto-MDIX機能、不良パケットフィルタリング機能、EAPOL（IEEE802.1X）フレーム透過、BPDUフレーム透過）（NEC製 QX-S1108GT-2G相当品）を使用すること。
- ⑤設置するWi-Fiアクセスポイントについては、別途指定がない限り、無線インターフェースとしてWi-Fi7（IEEE802.11be）／Wi-Fi6E（IEEE802.11ax）に対応し、受電方式としてIEEE802.3at/btに対応する有線インターフェースを有すること（NEC QX-W1210相当品）を使用すること。
- ⑥Wi-Fiアクセスポイントは、給電インジェクタにて給電すること。
- ⑦インターネット接続に利用するルータは別途指定がない限り、1000bps対応5ポート以上、動作保証温度0°C～50°C、基本転送性能最大2Gbps以上であること（NEC IX2107相当品）を使用すること。
- ⑧発注者が指定する同一色のLANケーブルを用いること。

(2) 作業内容

①職員用インターネット通信機器との接続作業

- a)発注者が指定する職員用インターネット通信機器が使用できるように、ルータ、HUB、アクセスポイント、給電インジェクタ及びLANケーブルを必要数配備すること。
なお、想定しているHUBの必要数を下表に示すが不足する場合は追加すること。
- b)配線のみが必用となる箇所はローゼットを取り付けること。

設置場所		設置機器			数	その他
6階	倉庫①	職員用インターネット	8ポート以上	フロアSW	1	
	共用執務室	職員用インターネット	8ポート以上	エッジSW	2	
		職員用インターネット		アクセスポイント	1	据置
5階	消費生活センター	職員用インターネット	8ポート以上	フロアSW	1	
		職員用インターネット	8ポート以上	エッジSW	2	
		職員用インターネット		アクセスポイント	2	据置
2階	執務室・講師控	職員用インターネット	8ポート以上	フロアSW	1	
	講座室	職員用インターネット		アクセスポイント	1	

6.1 情報ネットワーク通信設備（一般用インターネット通信関連）の構築

(1) 構築仕様

- ①一般用インターネット通信設備について、発注者と協議のうえ、発注者が指定する箇所に、必要機器を必要数配備し、配線の接続作業を行い、ネットワークを構築すること。
- ②ネットワーク構築に必要な、機器の設置、配線を実施すること。
- ③配線作業にはカテゴリー5e以上のLANケーブルを用いること。
- ④設置するHUBについては、別途指定がない限り、全ポート1000bps対応8ポートスイッチングHUB（Auto-Negotiation（10/100/Half-Duplex）機能、Auto-MDIX機能、不良パケットフィルタリング機能、EAPOL（IEEE802.1X）フレーム透過、BPDUフレーム透過）（NEC製 QX-S1108GT-2G相当品）を使用すること。

- ⑤設置する Wi-Fi アクセスポイントについては、別途指定がない限り、無線インターフェースとして Wi-Fi7 (IEEE802.11be) / Wi-Fi6E (IEEE802.11ax) に対応し、受電方式として IEEE802.3at/bt に対応する有線インターフェースを有すること。(NEC QX-W1210 相当品) を使用すること。
- ⑥Wi-Fi アクセスポイントは、給電インジェクタにて給電すること。
- ⑦インターネット接続を利用するルータは別途指定がない限り、1000bps 対応 5 ポート以上、動作保証温度 0°C ~ 50°C、基本転送性能 最大 2Gbps 以上であること (NEC IX2107 相当品) を使用すること。
- ⑧発注者が指定する同一色の LAN ケーブルを用いること。

(2) 作業内容

- ①一般用インターネット機器との接続作業
 - a) 発注者が指定する一般用インターネット機器が使用できるように、ルータ、HUB、アクセスポイント、給電インジェクタ及び LAN ケーブルを必要数配備すること。
なお、想定している HUB の台数を下表に示すが、端末機器が使用できるように、不足する場合は追加すること。
 - b) 配線のみが必用となる箇所はローゼットを取り付けること。

設置場所		設置機器			数
6 階	倉庫①	一般用インターネット	8 ポート以上	フロア SW	1
2 階	執務室・講師控	一般用インターネット	8 ポート以上	フロア SW	1
	講座室	一般用インターネット		アクセスポイント	1
	啓発・交流スペース	一般用インターネット		アクセスポイント	1

7.1 作業手続

- (1) 受注者は契約締結後速やかに、発注者の指示に従い作業日程、仕様の細部について打合せを行うものとする。
- (2) 提出書類

受注者は、次に掲げる書類を別途指定の期日までに、発注者に提出すること。

 - ①着工届
 - ②工程表
 - ③完成届
 - ④完成図面
 - ⑤完成写真（作業前、作業後）
 - ⑥試験成績表
 - ⑦その他、奈良県が必要とする書類
- (3) 試験と操作説明

機器据付作業の調整完了後、次のとおり総合試験を行い、その結果を試験成績表として提出すること。試験操作・運用にかかる経費（設置費を含む）及び通信運搬費は、受注者が負担するものとする。また、マニュアル等を提供するとともに、操作説明を行うものとする。

 - ①多機能電話機の内線番号等の設定、内線・外線発着試験及び機能試験
 - ②単体電話機の内線番号等の設定、内線発着試験及び機能試験
 - ③情報通信機器のランプ表示確認
- (4) 檢査及び検収

発注者が行う検査に合格したことをもって検収とする。
- (5) 申請手続

電話交換機に接続する電話回線、電話番号等に係る新設、移設が発生した場合の申請手続、作業立会、関係会社間調整は、受注者が行うものとする。

(6) 事故や災害時の対応

本業務の遂行中の事故や災害については、その責任はすべて受注者において処理する。

検収後1年以内に設計、製作及び作業不良によるものと認められる事故が発生したときは、速やかに修理を行うものとする。

(7) 本仕様は、設備の概要について述べたものであり、設備構成上当然と認められるものについては、受注者の責任においてこれを行うこと。

7.2 構内ネットワーク通信設備構築に関する留意事項

- (1) 設置作業は原則午前9時より午後6時までの日中作業とする。やむを得ず夜間作業や停電等を伴う作業の場合は、事前に発注者と協議の上日程を調整し、賃貸管理者、他の利用者の通常業務に支障をきたさないよう極力配慮すること。
- (3) 作業に際しては、作業に必要な資格を有した現場責任者をあらかじめ定め、作業中はこの者を現場に派遣し発注者との連絡、指示事項の処理及び作業全般の責に当たらせること。
- (4) 作業に際し、他の工作物に損害を与えたとき又は第三者の生命、身体に危険を及ぼしたときは、受注者の責により速やかに必要な措置を講じるとともに、直ちに発注者にその状況を報告すること。
- (5) 作業者の安全、衛生、作業現場における資材等の整理整頓・清掃等の他、火災、盗難防止など現場の管理に万全を期すこと。
- (6) 他に作業中の箇所がある場合は、発注者に協議のうえ、指示される内容を遵守し、作業を行うこと。
- (7) 本仕様書で示す図面等の設置箇所等は概略であり、図面等に示す室内において、別途発注者の指示に基づきに導入すること。軽微な変更が生じた場合は、受注者は発注者と協議の上でこれに応じること。
- (8) 貫通処理を伴う場合は事前に施設担当者と協議の上で作業すること。防火壁を貫通した場合は防火処理を行うことや耐火パテ等の耐火措置を行うこと。
- (9) 天井内に増幅器やスイッチングHUBを設置する場合は、設置作業完了後にメンテナンスを行えるよう点検口を設けるか既存点検口付近に設置すること。
- (10) 作業完了後、各試験成績表、電話設備機器及び情報通信機器の導入写真（導入前・導入後）、導入構成図、各通信機器マニュアルを提出すること。
- (11) 作業時または作業完了後に、奈良県の新たなネットワーク追加や電話設備の追加等が発生した場合は、併せて調整を行うこと。
- (12) アクセス回線条件及び通信費用について

①電話回線については、仕様に合わせたc/h数を実装し、ひかり電話オフィスA（エース）における、同一契約者内、グループ通信の無料通話ほか、サービス利用において、下記の者と調整を行い、円滑な作業が可能となるよう手配を行うこと。

担当連絡先：NTT西日本株式会社 奈良支店 ビジネス営業部

TEL : 0120-214-046

②大和路情報ハイウェイネットワーク利用における対応については、大和路情報ハイウェイネットワークを管理運営する下記の者と調整を行い、発注者が手配用意した大和路情報ハイウェイ用ネットワークスイッチと新たに敷設された構内LANケーブルを利用目的に合わせた接続を行い、それぞれの各種端末利用における全般的な調整を行うこと。

担当連絡先：NTTビジネスソリューションズ 奈良ビジネス営業部

TEL : 0742-94-9425

8.0 構内ネットワーク通信設備賃貸借

本業務は、センターにおける構内ネットワーク通信設備（電話・電話交換機設備（以下「電話設備」という。）及び情報ネットワーク通信設備）一式の賃貸借をいう。

8.1 賃貸借対象物件については、以下のとおりとする。

電話設備 (3. 1)	電話交換機	本体（搭載品を含む）および停電時対策品	一式
	電話機	デジタル多機能電話機 通話録音装置	48台 11台
情報ネットワーク通信設備	大和路情報ハイウェイ用通信関連(4. 1)	Switching HUB	23台
	職員用インターネット通信関連(5. 1)	Switching HUB アクセスポイント	7台 4台
		Switching HUB アクセスポイント	2台 2台

8.2 賃貸借期間

- ①賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和13年2月28日までとする。
- ②上記期間終了後は賃貸借対象物件の所有権を発注者に移転することとする。

8.3 動産総合保険

賃貸借対象物件には賃貸借期間、受注者の費用負担で動産総合保険を付保する。なお発注者は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに受注者に通知するものとする。

8.4 瑕疵担保責任

賃貸借期間中、隠れた瑕疵により、構内ネットワーク通信設備の正常な運転及び操作ができないときは、受注者の負担により、必要な補修及び交換を行うこと。

8.5 保守業務

- (1)発注者からの機器故障申告、問合せの受付を、平日9時00分～17時00分で行うこと。（「平日」とは土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌1月3日までの間を除くものをいう。以下同じ。）
- (2)機器の不具合対応及び故障修理は、平日9時00分～17時00分で対応すること。
- (3)故障申告後は速やかに、問診および現地での切り分け、復旧の作業を行い、早期復旧に努めること。
- (4)故障箇所の切分けの際、その結果が回線故障の場合は、回線会社への故障手配を行うこと。
- (5)電話交換機本体及び搭載パッケージ一式（内蔵蓄電池を除く）に関して、部品修理費を含めた定額保守サービスを提供すること。また、その他の端末類（電話機、通話録音装置、ルータ、スイッチ、A P、P o Eインジェクタ、U P S）や、U P S及び電話交換機本体に搭載される内蔵蓄電池については、部品修理費は有償での修理を行うこと。
- (6)電話交換機本体について、年1回の定期点検を行うこと
- (7)電話交換機本体及びU P Sの内蔵蓄電池の定期的な交換作業は、別途有償にて対応すること。
- (8)保守拠点

機器故障時に発注者から要請があった場合、現地に1時間以内に派遣できる体制を確保すること。なお平日9時00分～17時00分以外の場合、別途有償にて対応できること。

9.1 その他、特記事項

(1) 関係法令の遵守

受注者は、本業務の遂行にあたっては、この仕様書に基づいて実施するとともに、関係法令を遵守すること。

(2) 内訳書について

固定的経費の金額は原則として月割りとすること。また落札決定後、落札金額と整合する各費用についての内訳書を提出すること。

(3) 経費上限額等

本業務について本県が支払を予定している下表の各経費の上限額（消費税及び地方消費税相当額を除く）の範囲内で有効な入札を行った者を落札者とする。

	契約締結日（予定：令和8年3月）から 令和8年3月31日まで
構内ネットワーク通信設備設置	非公表
	令和8年4月1日から 令和13年2月28日まで
構内ネットワーク通信設備賃貸借	非公表

(4) 再委託の制限

①受注者は、この業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

②受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。この場合において、受注者は第三者の行為について発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(5) 個人情報の取扱について

受注者は、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務の遂行上知り得た事項は、発注者の許可なく公表又は引用してはならない。また、本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

(6) 情報セキュリティに係る特記事項について

別紙2「情報セキュリティに係る特記事項」によるものとする。

(7) 奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）について

別紙3「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」によるものとする。

(8) 疑義

受注者は、本仕様書に定める業務の実施にあたって本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と協議して定めるものとする。

(9) 仕様書に含まれていない事項

本仕様書に含まれていない事項であっても業務に不可欠な要件がある場合には、発注者と受注者との協議により本調達の範囲に含めること。

添付資料

別添1 近鉄高天ビル工事における基本指針

別添2 電話設備設置予定場所

別添3 情報ネットワーク通信設備設置予定場所

別添4 ケーブル系統図（参考）

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 発注者は、必要があると認めるときは、隨時、個人情報の取扱状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託が個人情報等を取り扱う場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先がISO/IEC27001、ISMS認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡とともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入とともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。